

減るということだ。って考えられなくはないと思います。それはまだ想像です。推計でしかないのですけれども、そういうことを考え合わせますと、本当に御苦労して集められている各種団体の皆さんにこういう補助金を増額するという、本当にきめ細かい施策だと思えますけれども、これが、こういうきめ細かい施策が一生懸命集められている各種団体の皆さんに対する励みとなるのではないかなというふうに私は考えるわけです。ですから、総額にお金予算上どれくらい出ていくのか、結果を見なければわかりませんけれども、やはり福生市が資源の日を設定したと同時に、資源ごみ回収の各種団体の皆さんの補助金も増額するということが福生市としてはきめ細かい、温かい、思いやりのある市政になるのではないかなというふうに思っています、ぜひともお願いしたいと思いますが、そこらの点はどういうふうに考えられておられますか。それでもやはりだめでしょうか。

それと、自転車の関係ですけれども、よくわかりました。そうしますと大変な数です。全部で二千五百台あって、その約八・五％が放置されている自転車で、大体百八十台がこの間撤去されて、普通はこの百八十台は撤去されて、言ってみればと場の跡地ですね、そこへ持って行かれるわけです。そこへ取りに来られる自転車の台数というのはどれくらいあるのですか。パーセントでもいいですし、台数でもいいですが。私はせっかく、ここでまた熊川に自転車駐車を来年度設置するというふうに実施計画に出ておりましたけれども、各駅に自転車駐車場が設置されて、十分か不十分かは別にしまして、まがりなりにもと言いますか、駐車場が今できている現在、放置自転車条例というのをつくる必要があるのではないかと思うのです。

先ほど言われました自転車の所有権だとか、そういうものの、放置自転車条例をつくってその自転車を保管する施設だとか、そういうものが必要になってくると思いますが、ここで放置自転車条例をつくり、この放置された自転車をもう一度再利用すると、ごみとして処分はしないと、そういうふうになされていくような方策を今とする時期ではないかなというふうに思うのです。片一方ではごみ減量を推進し、リサイクル化を図っているのに、福生市が行っている放置自転車を撤去したあとが、それがみんな今はごみとなっていては、そういう点では、ここで放置自転車条例をつくってこういうようなものをリサイクル

ル化し、市民の皆さんに、言ってみれば安く払い下げるというのでしようか。そういうようなことができないものかどうなのか。そこをもう一度お願いします。

○市長（石川彌八郎君） 老人見舞金の支給制度ということでございますけれども、私はやはり、何と申しますか、年齢がくればどなたでも入院なされれば市の方で見舞いをするというふうな、そういう考え方はどういふようなものかなという気がしてならないのであります。それは大変お困りの方には手厚く援助をするとか、そういうことはいいのですか、お年を召した人が入院なされれば、一律にというのは非常に何と申しますか、サービスピ精神が旺盛であるといったような感觸ではありますけれども、それが本当の福祉につながるのかどうなのかということにささか疑問を感じるのであります。昨日もそういうふうな意味で、それはどなたでもお見舞いをいただければ、困っていない人でも喜ぶわけでございますけれども、そういうふうな方法が果たしていいものなのかどうなのか、それでしたらその予算を違った形でお困りの方に使うとか、何とかそういう方法を研究した方がいいのではないかと、こういったような形で、この問題についてはいささかの疑問を感じておると、こういった考え方でございますけれども。これはそういう意味では非常に簡単ですよ、ともかくお配りするということは。それが果たして本当の意味の行政なのかどうなのかという、そういう感じを受けているのです。

○福祉部長（石川和夫君） それでは、福祉計画について、あるいは在宅福祉につきましての御答弁をさせていただきます。

まず、福祉計画、老人保健福祉計画は別々につくるのではという御質問でございますけれども、御案内のように、老人保健計画につきましては国が法で定めた計画でございます。一方、地域福祉計画につきましては、御案内のように東京都が打ち出しております三層計画と言います。一方、東京都におきましては地域福祉推進計画、市町村が打ち出しております地域福祉計画、一方、住民等がつくる住民活動計画というふうな三層計画が東京都で打ち出されておるわけです。これにつきましては、その地域福祉計画なるものは東京都が先発いたしました関係もございします。これらは法的なものではございませんけれども、法令と国で定めた老人保健計画と合わせた一本のものが望ましいというふうなことが言われておるわけござい

ます。当市といたしましても、これらを一本とした形の中でやっていくのがよろしいのではないかと思います。特にその地域福祉計画の中ではやはり老人だけではなく、母子、身障等も含めた形を盛り込むというふうなことは言われておるわけですから、いずれにしても、この老人保健計画と同様な形でやっていかなければならないと、そんなふうに思います。

それから、時期的には当然、法的には五年の四月というふうなことを言われておるわけですが、国におきましても、今、骨子をまとめているという段階で、一月に説明会があると言いながらまだ実施されてごいません。近いうちになされるというようなことが言われております。

それから、担当でございませうけれども、計画担当という形で主幹と係長を置きまして、福祉センターと合わせましてやっていくわけです。いずれにいたしましても、これらの実施に当たりましては審議会等を設けてやっていかなければいけないのではないかと、そんなふうに思っておるところでございませう。

それから、推進本部の意見等というふうなことでございませうけれども、これにつきましても当然それらを参考にしていかなければならないのではないかと、そんなふうに思っておるところでございませう。

それから、在宅福祉の關係でございませうけれども、特養ホームと、それから在宅でおられる方については格差があるのではないかと、御指摘でございませう。特養に入っておりましたも、当然所得に応じて負担がございませう。そういう中で在宅におきましても、私も福祉部といたしましても、また社協におきましても鋭意努力させていただいておるわけでございます。先ほど市長から答弁させていただきましたように、入浴巡回サービスも取り入れるというふうなことでございませう。いずれにいたしましても、今後も在宅福祉の充実に努めてまいりたいというところでございませう。

それから、秋川市や羽村市の状況でございませうけれども、現在、週一回程度というように聞いております。

それから、福生市での利用者がふえないというふうなことでございませうけれども、これについては「ほえみ」ですとか、「社協だより」につきましても利用をというふうに訴えておるわけですから、現在、在のところこのような数字になつていっているというところでございまして、決して申請があったのを拒んでいる

というふうなことではございませう。いずれにいたしましても、昨日も大野議員さんからも御質問いただきましたけれども、回数増等につきましても、ボランティアの方々の御理解と御協力がなければできないというふうに考えておりますので、これから社会福祉協議会とも協議する中で検討させていただきたい、そんなふうに思います。

○企画財政部長（野沢久人君） 高齢化施策推進本部が今後どうなるのかという御質問がございましたので、私の方からお答えさせていただきます。

昨年一月から始めまして、十二回ばかり会議をやつてまいりまして、ここで第一次のまとめを出そうというふうなことで努力をしているところでございませう。月に一回のペースでございませうので、そんなところまで現在きております。御承知のように、この高齢化の問題につきましましては、福祉保健の分野の問題だけではなくて、教育、文化、あるいは都市基盤、生活、産業、それから行政といったような形で、各分野が全部かかわってくるものでございませうし、さらには、これからの推進本部の役割としましては、こういった要するに提案をしていくという部分と同時に、具体的な施策の検証といったようなこともしていくつもりでおりますので、これらの各分野にわたつていろいろな形でそういった仕事も今後も続けていきたいと、さらに今まで、第一の提案をいたしますけれども、報告はいたしますけれども、これも内容的にはまだ十分な研究が進んでいるという状態になつておりませんので、今後引き続き勉強しながらそういった仕事も進めていきたいと、そんなふうに考えております。

○市民部長（岩崎好亮君） まず、付添婦の費用の貸付制度の質問の中で、社保の人もどうかというふうな御質問でございませうが、私の方といたしましては、当面、老人健康法の適応を受けますところの高齢者を対象にしたいと思ひます。そして実態等を見て、どういふふうになるものかということをしていきたいと、当面はしたいがまま、くどいようですが、老人健康法の適応を受ける人を対象にしていきたいと、こういうふうに思ひます。

次に、リサイクル条例を制定したらどうかと、こういうことでございませうが、昨年の法律等も、清掃法の改正等もございまして、かなりの市でリサイクルの条例化について検討をされつつあると思ひます。御

指摘のように、ごみというものは、市もそうでございますが、市民、あるいは企業の方、事業の方の協力が得られませんかと全体的なごみ減量にならないかというようなことを含めまして、これらに対するリサイクル条例というものが話題になるのではなからうかと思えますが、今後他市の状況、例えば八王子さんなどもこういう条例などいろいろ案として検討されているというふうにも聞いておりますので、今後私もそれらに向かいまして、どういふものかということの研究をしていきたいというふうに思っています。ところでございます。

それから次に、奨励金ですか、回収団体につきましての補助金でございますけれども、資源の日を設けますと、確かに同じ、例えば新聞紙にしても何にしても同じように集めるというふうなことで、競合しないかというふうな御質問でございます。確かにその懸念はございますけれども、私の方といたしましては、並列して言いますか、並行して言いますか、片方では資源のごみで市が回収する。片方では協力団体の方で大いにやっていただくと、こういう姿勢には変わりはありませんが、それがどのような結果になるかということを見て、今後ごみ減量についての奨励金等を含めて検討していきたいと、こういうふうに思っているところでございます。実績がどういふふうになるのだろうかということも一つの課題になろうかと思っております。

次に、放置自転車の件でございます。放置自転車の件でございますが、条例をつくったかどうかということでございますが、放置条例そのものは、ここに置いてあるこのところに、この場所に置いてもらっては困るというものが主の条例でございまして、主たる条例でございまして、主はそうでございますが、その自転車を今度はリサイクル化をするかどうかというのは、放置自転車条例でそれだけ入れられるかどうかというのが今後の課題ではなからうかと思っております。

それから、今、駅前に自転車を置いてあって、私の方で旧と場の跡の方へ持って行っているわけですが、その持って行った自転車がどの程度帰ってくるかというふうなことでございますが、この二月のときにはまだわかりませんが、前回のときには、「問い合わせ等は四百台持って行きました百七十台ほどございました。取りに来たのは六十台ほど取りに来たということでございます。」以上です。

〔内発言
P123に訂正発
言あり〕

○議長（赤星行人君） 十一時十分まで休憩をいたします。

午前 十時 五十八分 休憩

午前十一時 十分 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、市民部長より発言の訂正の申し出がありますので、これを許します。

○市民部長（岩崎好亮君） 先ほど、原議員さんの質問の中で撤去した台数のことについて質問がございました。私の方で四百台撤去したうちに百七十台は問い合わせがあったというふうな答弁をしましたが、実は問い合わせでなくて、所有者がわかりまして、私の方で通知を差し上げた台数ということでございまして、所有者がわかりまして、あなたのですのというふうなことで通知をした台数が百七十台だということでございますので、訂正させていただきますと思います。それで、百七十台のうち六十台が取りに来ていたのだと、こういうことでございまして、訂正方お願いしたいと思っております。以上です。

○議長（赤星行人君） ただいまの発言のとおり訂正することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって、発言を訂正することに決定いたしました。

○十二番（原 敏子君） それでは、この地域福祉計画からもう一度。そうしますと、福生市としては地域福祉計画と老人保健福祉計画は一本のものが望ましいというような通達があるというところから、大体そういうようにしていきたいというふうな考えられているというふうにとらえてよろしいのでしょうか。そうすると二つ、別々のものではありませんけれども、二本計画を策定するのではなくて、当面は、当面はと言いましょいか、来年の四月一日までは老人保健福祉計画、法で義務付けられたものを先行させていくという形、先行と言うか、よくわかりませんが、形になっていくというふうな、それはわかりました。そうすると、担当者が主幹と係長で、担当者は二人、一人と言うか二人と言うか、二人ですね。二人になります。これからはこの計画を策定するにあたって、そうすると主幹と係長と言われましたが、今の

ところなたが任にあたられるか、わかっているかわかっていないかわかりませんが、その方たちが言ってみれば担当部長や理事者の皆さんと相談して、審議会を設けて実施したいという、今、さっき答弁がありましたけれども、そういう方たちと相談してその審議会のメンバーだとか、そういうふうな形が進んでいくのだろうと思うのですね、四月一日以降は。私は一番気になるのは、この老人保健福祉計画なども、やはりこの目的としては、高齢者とその家族が安心して暮らせる地域づくりのプランにしていくなければなりません。そして、だから住民の暮らしを守る自治体の責任が本当に大きなもの、この計画そのものが大きなものになってくるわけですが、そういう点で見ますと、先ほども言いましたように、その審議会がつくられるのであれば、高齢者の関係する、例えば社協だとかボランティアの方だとか、それと、今、野沢さんに答弁していただきました庁内の高齢化施策推進本部、これらの意見だとか、これらに携わった何名かが一定の審議メンバーになるのかなというふうに、私は勝手に想像するわけですけれども、こういう審議会というのは、今、部長が答弁されたので、どういうふうなメンバーを考えられておられるのか、ぜひそれを聞かせていただきたいと思います。やはり一番問題なのは住民の、市民の声をどう反映するかということだと思ふのです。そこをどう考えられているのかというのを特に聞かせてください。

それと、在宅福祉の関係ですけれども、施設入所者と在宅高齢者の皆さんとの費用負担が、給食と入浴だけ今私言いましたけれども、施設入所者には費用負担がかかる、入所料というのがあります。それはもう自明の理で、私は今ここにはつきり持っていないのでわかりませんけれども、大体月に高くて五、六万円だろうと思うのです。最高限度、これは収入によりますよね。収入によって保育料と同じように入所金額が変わってくるわけですが、費用負担が変わるわけですが、結局、私が言うのはゴールドプランでも言わざるを得ない、施設入所者と在宅高齢者の福祉の格差が大きく広がっているのだと。厚生省のお役人も言わざるを得ないような、だからゴールドプランを押し進めて在宅福祉を充実していくのだというふうに言われて、ここで老人保健福祉計画が出てくるわけですが、そういう中で今福生市が実施している給食サービスと入浴サービス、他市に比べて抜き出ているなら私は何も

言わないのですけれども、全国いろいろな自治体があるいろいろな給食のサービスをやっております、それを三百六十五日毎食給食をサービスしている自治体もありますし、週一回のところもありますし、さまざまです。それは先ほど文書を読み上げさせていただきました。こういう中で、この給食サービスが高齢者の皆さんにとってどういうものであるかということ、根本からとらえ直さなければならぬのではないかと、いうふうに私も思うわけです。そうしますと、福生市では果たしてどの程度のことができるのか、三百六十五日、三度三度ということでは要求をしているわけではありませんが、今、週一回、一食二百五十円の自己負担の給食サービスを週二回だとか週三回だとか、そういうふうなものにしていかなければならないのではないかと、いうふうに思うわけです。

そこで、ちょっと聞かせていただきたいのは、週一回給食サービスを行っていますが、これはいつから週一回でしょうか。きつと最初からだと思ふのです。ただ、そこそこ。それが何年何月と教えてくだされ。そういうことです。

先ほどの施設入所者には費用負担があるというけれども、施設入所者は、言わせていただければあととば寮母さん、寮父さんと言われる介護者が一日二十四時間着いているわけですよ。きのうのお話ではありませんが、有償家事援助者ですと、関給六百円、それで計算しますと大幅な、大きな格差が出てくるということがあります。ですから、私は今はやはり給食サービスが高齢者の皆さんにとってどういうものなのかというのをやはり考える、時期にきているのではないかなと思ふのです。この在宅福祉を充実するという点で、私は、簡単と言うと語弊がありますけれども、比較的簡単に実施できるようなものではないかなと、特に給食サービスなどについては思ふわけです。

それと、入院見舞金ですけれども、私は市長が誤解されているのではないかなと思ふのです。今、市長が答弁されました、年齢がくればどなたにでもお見舞いを出すのはどうかと思ふと、それこそサービス精神旺盛過ぎていると、困っている人に使いたいのだと言われましたけれども、そうすると、福生市の高齢者福祉というのは、高齢者となれば所得制限は何もないのでしょいか。例えば来年四月から実施されます住宅の補助金だとか、建て替え、住居の改良だとか、そしてまた、この間始めました白内障の問題だとか、

おむつの支給だとか、そういうものはすべて所得制限がございますよね。町田市の入院見舞金制度を何回も例にとっておりまされども、やはり所得制限があるんです。ですから、私は六十五歳になった高齢者の皆さんに全部入院見舞金を出してほしいというふうに言った覚えは一度もないと思います。まだそんなに具体的な話はしてないですよ。だから、ちょっと誤解をされた答弁をされたのではないかと思います。に思うのですが、言ってみれば住宅の家賃の補助金が来年度から実施されて本当にありがたいと思いが、そういうものが実施できて、なぜ入院見舞金は実施できないのか、それは所得制限を外してやりたいと思っているからできないというふうに思われているのか、私はそうではないと思うのです。やはり在宅福祉を充実するためにも、やはりこういうふうなものを実施してほしいというふうに考えているわけですから、もう一度これは答弁をしていただきたいと思います。これは、それでもいやこれはこういうふうに思っているのだと言われるのなら、だから困っている人に使ってほしいのです。だから市長と同じ意見です。市長は困っている人に使いたい。私は困っている人に入院見舞金を出していただきたいというふうに思っていますので、そのところをお願いします。

それと、付添婦さんにつきましてはよくわかりました。老健法を適応する高齢者を対象にするということですね。ぜひよろしく願います。

それとごみ、リサイクル条例につきましては、いろいろな先進市がございますので、ぜひ参考にしていただいて、遅くない時期に福生市としてのリサイクル条例の案を提案されるのを楽しみにしておりますので、ぜひよろしく願います。

各種団体への資源ごみの回収ですけれども、先ほど言いましたように、資源の日とそれは競合して当然なんです。競合することがねらいなわけですよ、言ってみれば。資源としてごみが再利用されるために資源の日がつくられ、補助金があるわけですから。そういう各種団体の皆さんの御苦労が報いられるように、そういうようなものに補助金を出していただきたいということですから、これから、どんな形で実績が上がってくるかわかりませんが、福生ではこれは八円にしたときはトップを切って八円にしたのですよね。ぜひ十円にするときもトップを切って、今度は再資源福生市と言われるように、ぜひこれ

も検討していただきたいというふうな、これも要望しておきます。

それと、放置自転車関係ですけれども、わかりました。そうすると、結局はごみになってしまいう方が多いわけですね。百七十台のうち六十台しか取りに来ないから、あと百十台、それ以外は持主不明ですよ。それはごみ、鉄屑になっていくわけですから、ぜひともそういうもので、リサイクルできるものはリサイクルするということにしたいです。私は放置自転車条例をつくとそれができるのではないかなというふうに考えたわけです。

それと、こういうのがあったのです。もう一回この放置自転車関係で質問したいのですけれども、ことしの二月十三日に全国自転車問題自治体連絡協議会というのができたようです。練馬で発足したようですけれども、これは各自治体が、東京が中心になって集まったようですけれども、鉄道事業者が本来ならば自転車駐車場をつくらなければならないのに、いつもいつもそれは自治体に義務付けられているだけで、それが法の強制力がないものだから、自治体がやらざるを得ないような状態になっていて、自治体の担当の皆さんが腹に据えかねて、幾つかの自治体の皆さんと相談し合っているという全国の自転車問題自治体連絡協議会というのをつくって、この二月十三日に発足したようなんですね。当然この福生市もこれにこの協議会に入っていたら、ここは、この協議会のやることといったら、ちょっと新聞報道ですからあれですけれども、鉄道、特にJRなどに自転車駐車場をつくりなさいというふうな働きかけの仕事をする団体のようなんです。だから、全国になっているわけですから、ぜひこういうものに入っていたきたいというふうに思います。これらの関係はどうなっていますでしょうか。

○福祉部長（石川和夫君） それでは、まず福祉計画の関係でございそうですが、審議会を設置した場合のメンバーというふうな考え方をということとでございしますが、これにつきましては、今後議員さんが言われましたような中でも検討していかねばならないと、そんなふうに考えております。いずれにいたしましても、今後これにつきましては十分研究をさせていただきます、そんなふうに思っております。それから、在宅福祉の関係で、給食がいつからというふうなことでございしますが、当初、五十六年の十月一日から始まりまして、月二回から始まったようでございます。五十七年には月に三回、五十八

年の四月から週一回で今日に至っているということです。

○市民部長（岩崎好亮君） 二月十三日に発足されたと思われる全国自転車問題協議会への加盟でございますが、確かに私の方にこういうものができましたのでどうですかという、加盟のいわゆる勧誘と言いますか、そういうものが来ておりまして、今後三多摩の市でもそういう問題、共通の問題がございますので、入るような機運になるのではないかと思います。それと前後して、いろいろなことを考えて入っていただければいいのではないかとはいふふうには思っております。以上です。

○福祉部長（石川和夫君） 入院見舞金の関係につきましては、今後十分研究させていただきたい、そんなふうに思います。

○十二番（原 敏子君） 入院見舞金についてはぜひ市長に答えていただきたい。それでは市長の答弁は、先ほどのあれで生きているというふうに考えてよろしいですか。では市長の答弁は先ほどの生きているというふうに考えるしかないけれども、それはそれで、私の方は答弁を、こういうアークをするわけではありませんから、それはそれでいいのですけれども、私は親切に、誤解をされてそういうふうに答弁をされたのではないかなというふうに思ったものですから言ったままですから、結構ですが。そうしますと、地域福祉計画については、先ほど言うのを忘れちゃったのですけれども、庁内の高齢化施策推進本部、これからも続けていくのだと言われました。本来に福祉の部分だけじゃないのですよね。道路を歩く歩道の問題から駅舎の問題から、いろいろな建物、公共施設のいろいろな問題、全部高齢者の皆さんが住みよく暮らせるような福生市をつくっていくためにこういう高齢化施策推進本部というものが、これから必要だろうと思いますし、ぜひ続けていただきたいというふうには思います。

それと、やはりこの老人保健福祉計画とか、地域福祉計画なども当然この一年間いろいろと学習し、研究されてきたこの高齢化施策推進本部の皆さんの、ここで第一次のまとめみたいなものができるそうですが、そういうものも十分生かされるような形でいろいろな審議会等ができていくというふうに、これは思います。何よりも私は担当を付けたからと、主幹と係長がいるからこの仕事の責任分野なんだというふうにならないように、ぜひこれは、それこそ最初に言われました二十一世紀を展望したという、それこ

そ福生市の福祉をつくる、そういうようなところなわけですから、私は小人数で非常に大変だなというふうに思いますが、ただそれと同時に、期限に間に合わせるためにそこそこするのはなくて、社協とかボランティアだとか、当事者である高齢者の皆さん方の意見を聞きながら、よりよい福生市の計画をつくっていただきたいと、強く要望しておきます。

それと、在宅福祉の関係の給食についてですけれども、昭和五十六年の十月一日に月二回から始まって、来年、次の年に月三回になり、次の年に週一回になり、昭和五十八年と言いますと、今は平成四年ですから非常にわかりづらいけれども、丸々九年ぐらいかな、週一回やっているわけですよ。もうそろそろ週二回にしてもいい時期ではないのでしょうか。なぜこれができないのか、私は不思議でしようがないのですよね。だから私はボランティアの手が足りないのかとか、だって、今毎週五十人の方が給食をいただいています。その人たちは週二回にしたら困ると言っているわけではないわけでしょう。きのうの質問なんかではもっとふやしてほしいという質問があった中で、私は希望者にだけでももっとふやすべきだろうと思えますね。それで、もっと宣伝をしなければいけないですね。広報で前に出されましたよ。きょう私、探して持って来ましたよ。これは去年の九月ですけれども、いいものが出ました。「ご存じですか、高齢者の福祉制度」これを見ますと、見てくださいますよ、「給食サービス、六十五歳以上のひとり暮らしの方が対象で費用負担があります。」これじゃ不親切ですよ。費用負担が幾らなのか書かないと、見ても、頼もしくなかなと思っても五百円か二百五十円かそれこそわからないじゃないですか。入浴サービスでもそうですよ。ぜひこれは費用負担のところはその金額で書いていただきたいと、今度からの。そう思います。

お風呂につきましても巡回ができて、月二回できますが、ねたきりのお年寄りの風呂を入浴させるというのは非常に困難なわけで、せいぜい月二回ぐらいかなと思いますよ、入れるのが。それが幾ら寝たきりでも特別養護ホームへ入っていられば週二回お風呂に入れるんですよ。余り言いたくないけれども、聞くとところによりますと刑務所でも五日に一回お風呂に入れるんだそうですよ。そういう点からみたら本当に豊かに、安心して地域の人と一緒に暮らす在宅の高齢者の皆さんは月に二回しかお風呂が入れない、こんなことはないと思いますよ。私はぜひこの点、もっともっと改善していただいて、お風呂や、生活

に欠くことのできない食育することお風呂、このことを充実していただきたいと、強く要望しておきます。

それと、入院見舞金制度の関係で、私は市長に質問したのですけれども、部長が今、これから検討、研究ですか、だって見てください、町田市が最初に始めて、この新聞の報道には、八王子が実施するんですよね。八王子が実施しますよね。それでどんどん、今、二十七市になりましたけれども羽村市だってやっているんです。入院見舞金制度とは銘打っていませんけれども、羽村市だってやっているんですよ。それをずっと研究して検討して、だからさっきの市長の答弁も私は違うと思ってるんです。私は困っている人に出してほしいわけだから、市長も困っている人にそういうものをしたいと言っているわけだから、だったらできるはずなのになぜできないのか、このところが本当に、まだ研究して検討したいということでしたら、私は本当に失礼だけれども、担当の皆さんが今まで何をしていたのかということをお知らせを得ないというふうに思います。市長はだって困っている人に何かしたいと言われたのだから、だったらやれるはずですよ。ぜひとも市長にお願いしたいと思います。全員の高齢者の方に入院見舞金制度を実施してほしいというのではなくて、町田市や八王子市や羽村市のように、いろいろな所得制限やいろいろな制限があると思いますが、そういう中でも福生市に見合うような、そういうような条例をつくられて、高齢者の福祉を推進するための入院見舞金制度をぜひとも実施していただきたい。二度と私がこういう質問をしないで済むようによろしくお願いいたします。

それと、ごみについてはいいですよ。

それでは放置自転車について、その全国協議会、私はぜひ参加していただいて、JRも各一つ一つの自治体だと、言ってみれば何でもありません、JRは。大きな顔をして東福生の駅にだって自転車置き場ができるようなスペースがあったって貸さない、それぐらい今のJRは横暴な態度、大きな顔をしているわけですよ。そういうものに対抗するために全国の自治体が一つになって真向からぶつかっていかう、こういう組織ですから、ぜひともこれには入っていただいて、私はJRの地下だろうと空の上だろうとどこでもいいですから駐車を、JRはJRの駐車場をつくらうと、そういうふうな法律をつくらせるような、そういう力の一つになっていただきたいと強く要望しておきます。

ありがとうございました。

○議長（赤星行人君） 次に、十一番松山清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 一般質問をさせていただきます。

第一番目は学校給食についてであります。毎回聞いておるわけですが、その一といたしまして、中学校給食の件であります。前議会以後の教育委員会での審議経過についてお知らせいただきたいと思ひます。

二といたしまして、小学校給食の食器の改善についてであります。この件につきましても、私自身、平成二年十二月議会で質問しておりますけれども、現在使用されておりますランチ皿や先割スプーンを別のものにするなど、改善してほしいと思うわけでございますけれども、教育委員会では現在どのように検討されているのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

第二番目の横田基地の問題であります。その一といたしましては、今議会でもいろいろ質問はありましたが、E2C等の訓練についてであります。前議会以後もたびたび訓練が実施されたわけでありまして、市民からも多数の苦情が寄せられているわけがあります。こうした訓練の状況と、市当局がどのように対応してきたのか、お尋ねいたすものでございます。

また、二といたしまして、基地返還の取り組みについての考えでございますけれども、昨年の十二月議会でもお尋ねしてきたところでありまして、石川市長におかれましては現時点でどのような見解をお持ちなのか、再度お聞かせいただきたいと思います。

簡単ではございますが、登壇での質問とさせていただきます。

（市長 石川彌八郎君登壇）

○市長（石川彌八郎君） 松山議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

一点目の学校給食につきましては教育委員会より答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

次の横田基地についての一点目、E2C等の訓練についてでございますが、本件につきましては、一月三十一日及び二月二十一日に、国よりそれぞれ二月三日から七日までの五日間と、二月二十四日から二十八日までの五日間にわたり、E2C及びS3Bにより訓練を行うとの通告がございました。時間は、二月三日からの訓練については午後二時から五時と、六時から九時三十分までで、それから二月二十四日から三日からの訓練の時間は同じでしたけれども、夜間につきましては六時から十時までのこととございました。通告と同時にその場で強く中止要請を行うとともに、翌二月一日と三日に国及び基地に対し中止要請を行うとともに、議長、基地対策特別委員会委員長ともども、外務省及び防衛施設庁に出向きまして直接中止要請を行いました。

また、二月二十一日の通告につきましては、二十一日に国及び基地に対しまして、議長と基地対策委員長連名の中止要請とともども、各々E2Cに加え騒音量のより高いジェット機であるS3Bにまで拡大実施され、この訓練が実施されるということは周辺住民、自治体の苦悩に対する配慮を全く欠いたものであり、到底容認できるものではないと強く中止要請を行ったところでございます。五市一町におきましても、六市町長連名により、二月一日と二十一日に国及び基地司令官に対し強く中止要請を行ったところでございます。また、東京都でも三日と二十四日にそれぞれ中止要請をされたとのことでございました。

しかしながら、このような再三にわたる中止要請にもかかわらず、極めて遺憾なことに訓練が実施されたことは御承知のとおりでございます。市といたしましては訓練が始まると同時に、連日国及び基地に対しまして強く抗議及び中止要請を行ったところでございます。

飛行回数等の詳細につきましては担当部長より答弁させていただきますが、この間におけます飛行回数は昼夜間を含めまして一千三百三十三回、苦情件数は八十四件でございました。

なお、米軍インディペンデンスは二日に出航したとのことですが、今後も訓練が実施されるような場合におきましては、その都度強く抗議及び中止要請を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

横田基地についての二点目の、基地返還の取り組みをする考えについてでございますが、基地に關します私の考え方につきましては、施政方針でも申し上げましたところでございますが、本年一月下旬に米国

防省は在日米軍基地を含め、アジア、太平洋地域において戦力削減を行っていく旨の発表をされております。しかし、その一方で依然としてアジア地域における不安定要素が多く、アジア地域の安全のために日本国内に展開する主要米軍基地の配備につきましては大きな変化はないとの米国防省高官の発言の報道や、一月のブッシュ大統領訪日の際のいわゆる東京宣言で、日本及び米国は日米同盟関係の中核をなす一九六〇年の相互協力及び安全保障条約を堅持していくことを再確認する。不安定性及び不確実性に特徴付けられた新たな時代に入るに当たって、引き続き用心を怠らないことが必要であることを認識しつつ、米国はアジア太平洋地域の平和と安全を維持していく上で必要な米軍の前方展開を維持していく。一方、日本は安全保障条約に従い、日本国内における施設及び区域を引き続き米国の使用に供するとともに、在日米軍の駐留経費についてより高い負担率をもって負担を行うと宣言されております。実際のところ、横田基地内では依然として高層住宅や司令部庁舎の建替等施設の整備が行われているという状況にございます。

これらのことを踏まえつつ、今後の基地対応について考えますときに、情勢の変化は見えますものの、横田基地については当面多くの変化は望めないのではないかとというのが目下の私の心境でございます。現時点におきましては返還について具体的な行動を起こすべき状況下に至っていないものと認識いたしておるところでございます。これは昨日も申し上げたとおりであります。同時に、今後返還問題に対し国や都などの各方面において大いに論議をしていただきたいと強く念願いたしておりますし、でき得る限りの情報収集等に努め、国際情勢の推移等を見極めつつ、的確な対応をいたしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上で松山議員さんからの御質問に対します答弁とさせていただきます。

○教育長（来住野和也君） それでは、初めに中学校給食についての教育委員会での審議経過について御答弁申し上げます。

昨年十二月は十六日に教育委員会協議会を開催いたしました。答申書のまとめの部分について協議をいたしました。一月二十四日の教育委員会協議会では、教育委員会としてのまとめに向けての検討に入りました。二月は二十八日に教育委員会協議会を開催し、二月二十五日に「福生市にも中学校給食を願う会」

から提出されました中学校給食の早期実施を求める署名、二千九百二十七名並びに協議会を傍聴できるよう、公開性についての要望書の取り扱いについて協議をいたしました。以上が十二月から本年二月までの教育委員会協議会での協議経過でございます。

次に、小学校給食の食器の改善についての御質問でございますが、御案内のとおり、食器につきまして、現在七校のうち三校、ちなみにこれは一小、四小、五小であります。この三校がアルマイト食器で、残りの四校、二小、三小、六小、七小が合成樹脂のランチ皿の二種類を使用しております。基本的には新たな食器に一本化することが望ましいと考えているところであり、既に給食センター内部職員でも検討しているところでございます。

しかしながら、現在、二カ所の調理場内の食器洗浄機及び食器保管庫の使用年数、あるいは保管庫の収納能力の問題等がありますので、これから機器類の買い換えと合わせて新しい食器等についても、導入の時期等についてさらに検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○市民部長（岩崎好亮君） E2CとS3Bの飛行訓練結果について御報告申し上げます。

二月三日、昼間でございますが、十三時四十五分から十五時五十二分、二時間七分でE2Cが二機飛びまして、飛行回数は六十七回で、その最高ホーンは八十四ホーンでございます。それから二月三日の夕刻でございますが、十八時四十分から二十一時十一分まで三時間七分でございます。これもE2C二機でございます。飛行回数は百十二回で八十五ホーンのホーンを出しております。苦情回数は十八回でございます。

それから二月四日でございますが、十三時五十八分から十五時五十分まで一時間五十二分でE2Cが二機飛んでまいりまして、飛行回数は六十回でございます。最高ホーンは八十五ホーンで、苦情は二回ほどございます。それから二月四日の夕刻でございますが、十八時〇五分から二十一時十七分、三時間十二分でございます。E2Cが一機でございます。飛行回数は五十九回、最高ホーンは八十四ホーンで苦情回数は一回でございます。

それから二月五日、昼間でございますが、十三時四十分から十六時五十三分まで、三時間十三分でE2Cが二機、

飛行回数は五十七回、S3Bが二機、飛行回数が四十六回、合計では百三回でございます。最高ホーンの方ですが、E2Cの方が八十二ホーン、S3Bの方が八十六ホーンでございます。そのときの苦情は四回でございます。次にその日の夕刻でございますが、十八時十二分から二十一時二十九分、三時間十七分でございます。E2Cが三機来まして四十三回飛行しました。S3Bの方が一機で二十二回、合計では六十五回ということでございます。最高ホーンはE2Cの方が八十三ホーン、S3Bの方が八十五ホーン、苦情回数は十三回ということでございます。

次に二月六日ですが、十三時二十三分から十五時三十六分、E2Cが三機で飛行回数は九十三回、最高ホーンは八十三ホーンで苦情が五回ほどございました。それから二月六日、十七時五十一分から二十一時三分、三時間十二分でございます。E2Cが三機来まして飛行回数は百三十二回、最高ホーンは八十四ホーンでございます。苦情は十三回でございます。

それから二月七日でございますが、十三時四十分から十五時十分、一時間三十分でございます。E2Cが一機、飛行回数は二十九回で、最高ホーンは八十四ホーンで苦情は一回ということでございます。

次に二月二十四日でございます。十八時三分から二十一時三十分の間で三時間二十四分、E2Cが二機で六十回、S3Bが一機で十四回、合計で七十四回でございます。E2Cの方が八十四ホーン、S3Bの方が八十一ホーンで苦情は四件ありました。

次に二月二十五日でございますが、十三時五十分から十七時十八分の間、三時間二十八分でございます。E2Cが二機、六十八回、S3Bが二機、四十回、合計では百八回、最高ホーンはE2Cの方が八十三ホーン、S3Bの方が七十六ホーンで苦情回数は二回でございます。それから二月二十五日で十九時三十五分から二十一時三十七分、二時間二分でございます。E2Cが二機で飛行回数は七十七回、ホーンは八十三ホーンが最高でございます。苦情が十回ほどございました。

それから二月二十六日、十三時二十四分から十五時二十分まで、一時間五十六分で、E2Cが二機で四回、S3Bが三機で五十九回、合計で六十三回でございます。最高ホーンがE2Cの方が八十一ホーン、S3Bの方が八十二ホーンで苦情は二回でございます。それから二月二十六日で、十七時四十三分から二

十一時三十二分まで、三時間四十九分、E2Cが二機で七十回、S3Bが三機で三十六回、百六回の回数です。最高ホーンがE2Cの方が八十四ホーンで、S3Bの方が八十ホーンで、苦情は六回ほどございました。

二月二十七日、十七時三十五分から二十時二十八分まで、二時間五十三分でございます。E2Cが二機で二十九回、S3Bが三機で六十六回、合計では九十五回でございます。E2Cの最高ホーンは八十一ホーン、S3Bが九十一ホーンで、苦情は一回でございます。

二月二十八日が十五時三十七分から十七時二分まで一時間二十五分でございます。E2Cが一機で飛行回数は十八回、最高ホーンが八十五ホーンで苦情回数は一回でございます。それから二月二十八日で十七時四十六分から二十一時〇八分まで、三時間二十二分、E2Cが一機で三十一回、S3Bが二機で四十六回、合計では七十七回で、最高ホーンはE2Cが八十三ホーン、S3Bが八十八ホーンで、苦情は一回でございます。

なお、この間は、二月全体では十日間、四十六時間〇二分でございます。E2Cが延べ三十三機、S3Bが延べ十七機でございます。それから飛行回数ですが、E2Cの方が千九回、S3Bの方が三百二十九回で、合計では千三百三十八回でございます。その間の最高ホーンはE2Cが八十五ホーン、S3Bが九十一ホーンでございます。苦情回数は八十四件でございます。以上でございます。

○議長（赤星人行君） 一時まで休憩いたします。

午前十一時 五十四分 休憩

午後 一時 開議

○議長（赤星人行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○十一番（松山 清君） それでは自席から質問させていただきます。

給食の方なんですが、その中で中学校給食ですが、教育委員会での審議については概ね一年ぐらいというところで答弁があったわけですが、いよいよかなり結論を出す時期に來ていると思うのです。現時点にお

きましては新年度に当然入ってしまうだろうとは思いますが、大体いつごろ教育委員会としての結論が出される予定なのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、小学校の方の食器の改善についてでありますけれども、先ほども申し上げましたけれども、平成二年の十二月議会のときと同じような答弁ではあるのですけれども、再質問ではありましたけれども、その中で食器の改善についての目安はいつごろかということでの答弁では一応こういうふうになってますね、「調理場内部での施設整備計画では実施計画の中で平成五年に保管庫の買い換えを予定しているところでございます。あと、食器等につきましては、各学校に給食担当の先生がおりますので、先生方とも十分協議を重ねて検討してまいりたいというふうに考えております」という教育次長の答弁がありまして、一応平成五年というのが目処になっていると思うのですけれども、それについては今の時点で変わらな

と私思うわけですが、それでもどうなんでしょうか。
それから、こうした食器を変えていく上では一体どれぐらいのお金があればできるのでしょうか。食器、それからさっき言いましたような保管庫等の買い換えというように含めましてどれぐらいのお金が必要なんですか。その辺もちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。ちなみに、私たちが手元には、備品購入のところが該当するかどうかかわかりませんが、給食施設等の充実というところにおいては平成四年度、五年度、六年度の実施計画の中では、給食施設等の充実というところにおいて平成五年度が五百七十三万円、六年度も五百七十三万円というような形の数字がふつてあるわけですが、けれども、これぐらいの金額で済むのかどうか私はわかりませんが、しかし、平成五年度といえども、そんな数字になってしまうわけですか。それで、そんな数字なんだというふうに理解してよろしいのかどうか、その点。

それから、統一した食器でやるということになれば、七つの小学校なので、一年度ですべての学校でやろうと思へばできると思うのですが、そんなことについての考えはいかがなのか。その点をお聞かせいただきたいと思います。

次に、基地の方なんですけれども、E2CやS3Bの訓練についてでありますけれども、訓練結果と市